

義務付け・枠付けの見直しに関する 本県独自の基準（社会福祉施設関係）

社会福祉施設の基準の条例化に対する考え方

- ◇ 国の基準省令に定められる個々の基準の全てを洗い直しの対象とし、妥当性・問題点等を整理し、条例に規定する基準を定める。
- ◇ 条例化に当たっては、条例により規定すべき事項と、条例に比べ柔軟な対応が可能な規則等により規定する事項に振り分ける。
（条例により規定すべき事項〈基本〉）
 - ① 利用者の人権、身体、財産に影響を与えるもの
 - ② 施設・事業の指定又は更新の要件となるもの
 - ③ 指定取消し等の要件となるもの
- ◇ 基準の策定に当たっては、原則として、① 関係機関・関係団体等への意見照会、② 社会福祉審議会での審議、③ パブリックコメントの実施により、幅広い意見聴取等を行う。

社会福祉施設の本県独自の基準（具体例）

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

条例の概要

乳児室の面積など、児童福祉施設（保育所等）の設備等に関する基準を定める条例
〔根拠法〕児童福祉法
〔対象施設〕保育所（320箇所）、児童厚生施設（40箇所）等

独自基準の概要

【国の基準（県独自基準に対応する部分）】

- 保育所の居室面積基準：0,1歳児の乳児室の面積は1人当たり1.65㎡以上【従うべき基準】
0,1歳児のほふく室の面積は1人当たり3.3㎡以上【 〃 】



【本県の独自基準】

- 保育所の居室面積基準：0,1歳児の乳児室の面積を1人当たり3.3㎡以上に引上げ
《理由》ほふくを始めた時点で、適切な面積の確保を図るため。

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

条例の概要

居室の面積など、特別養護老人ホーム・指定介護老人福祉施設の設備等に関する基準を定める条例
〔根拠法〕特別養護老人ホーム（老人福祉法）、指定介護老人福祉施設（介護保険法）
〔対象施設〕特別養護老人ホーム（107施設）、指定介護老人福祉施設（94事業所）

独自基準の概要

【国の基準（県独自基準に対応する部分）】

- 居室の定員：今回の改正に併せて、4人以下から原則1人に改められた【参酌すべき基準】



【本県の独自基準】

- 居室の定員は、上限4名（原則1名）
《理由》個室での生活になじまない方や利用料に対する経済的負担等の観点から、多様なニーズに応えるためには、選択肢を複数残しておくことが適切であると考えたため。